

# 地震防災対策基準

令和 6年4月1日

改訂 令和7年12月1日

NTP 名古屋トヨペット株式会社

## 目次

第1章	総則
第2章	防災体制及び情報伝達
第3章	点検及び整備
第4章	船舶の運航中止及び避難等
第5章	教育、訓練及び広報

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによることが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適用)

第3条 この基準は、当社が営む航路に適用する。

## 第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く。）又は津波警報等が発せられた場合（以下「地震発生時等の場合」という。）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という。）を設置するものとし、その組織及び編成を別図1のとおりとする。

(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、別図2のとおりとする。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、別図3のとおりとする。

2 運航管理者と船長との連絡は、携帯電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 旅客対策部長及び船長は、地震等に関連する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

2 地震等に関連する情報の伝達にあたっては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。

- (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるように考慮する。
- (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
- (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他避難の要領を教示する。
- (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法を周知・徹底する。

## 第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、情報の収集及び確認のため船内その他の必要な場所にラジオを備え付け、常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報発令時等の場合の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命・消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

## 第4章 船舶の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第11条 第10条の規定に従い運航を中止した時点において、着積中の場合は安全を確認し、旅客を下船させたうえ、また、航行中の場合は速やかに最寄りの安全な港に着積し、安全を確認し、旅客を下船させたうえ、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第12条 運航を中止し、旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときは、避難要領については、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第13条 船長は、第11条により避難した場合には、速やかに防災対策部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第14条 第11条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振り回しや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第15条 第10条により運航を中止した船舶は、津波警報等が発せられている場合にはこれが解除され、かつ、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合には運航を再開する。

(地震発生後の旅客の下船)

第16条 第11条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第15条による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港して旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第1波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第17条 旅客、船舶等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

## 第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

2 地震防災に関する教育については、特に次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要がある課題

3 地震防災に関する訓練の計画は、特に次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 地震等に関する情報の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 資機材等の点検

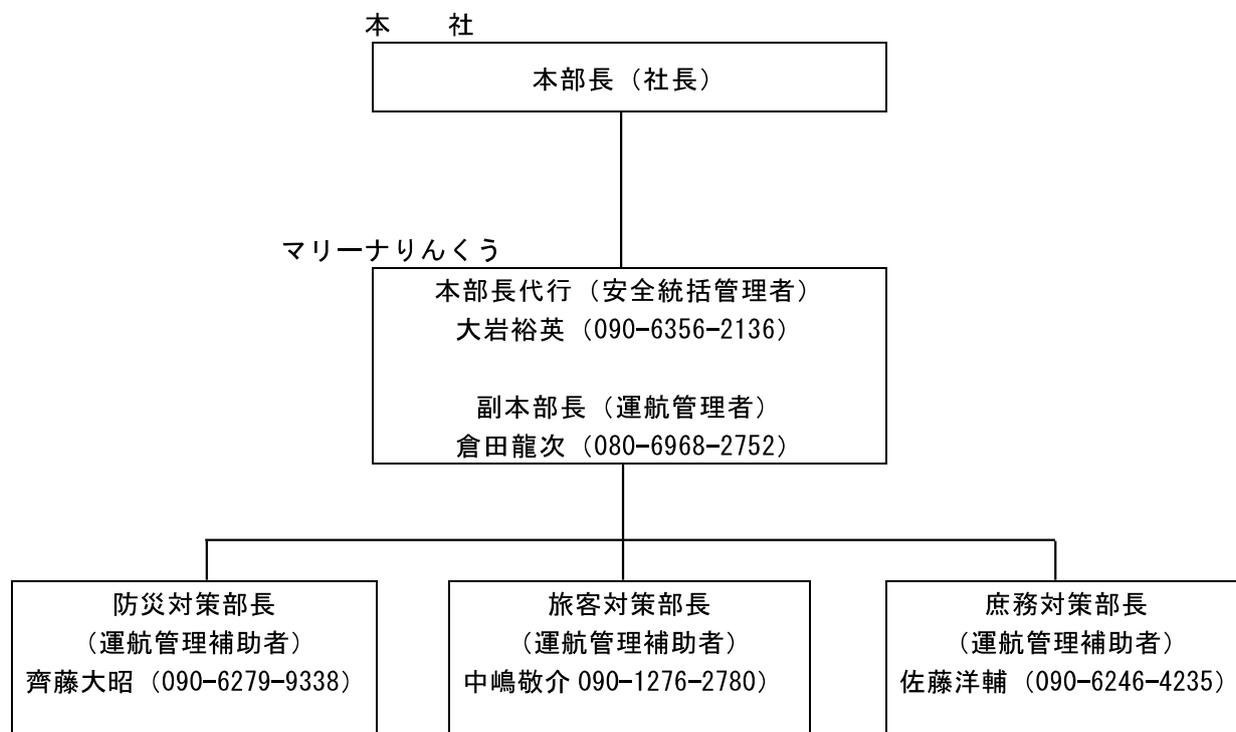
(地震防災に関する広報)

第 19 条 運行管理者は、地震発生時等の場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所に掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

(別添) 避難経路図

地震防災対策組織編成表

地震防災対策本部



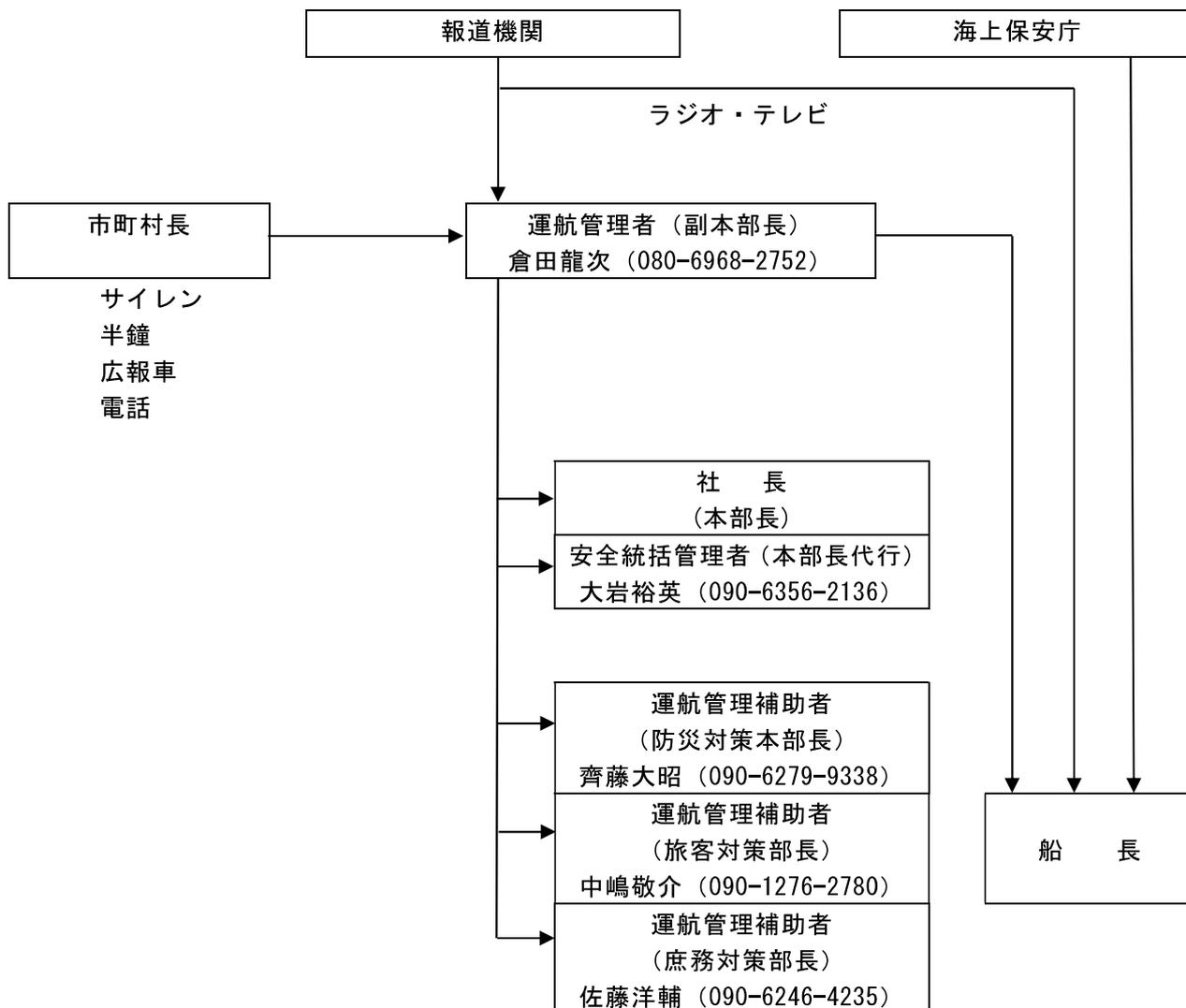
## 地震防災対策組織の要員の職務

## NTP マリーナりんくう地震防災対策本部員の職務

職 名	職 務
本部長	本部長は、地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し、各部長を指揮・監督する。
本部長代行	本部長代行は、本部長が定めた地震防災対策の実施方針に従い、マリーナりんくうにおいて、その全般を統轄し、各部長を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長代行業を補佐し、各部の業務の調整を図る。
防災対策部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震等に関連する情報の収集、整理及び伝達を行う。</li> <li>2 使用港湾（運航中止後の避難予定先の水域を含む。）における交通規制、着岸施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。</li> <li>3 船長との連絡を確保し、運航中止、避難等に関し船長との協議にあたりとともに船長に対する支援を行う。</li> </ol>
旅客対策部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乗船待合所の旅客に対し、地震等に関連する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。</li> <li>2 市町村長等の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な避難がなされるよう措置する。</li> <li>3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。</li> </ol>
庶務対策部長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震防災対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。</li> <li>2 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。</li> </ol>
各部員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災対策を実施する。

- 2 対策本部の要員は、地震発生時等の場合には、ラジオ又はテレビ等によりこれを確認するとともに、速やかにマリーナりんくうに集合するものとする。
- 3 本社本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震防災対策本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位の者が、その職務を代行する。

情報の伝達経路



## 防災対策実施状況通報機関一覧表

行政	名称	電話番号	F A X 番号	備考
中部運輸局	旅客課	052-952-8013	052-952-8084	
	運航労務監理官	052-952-8012	052-952-8054	
名古屋海上保安部	三河海上保安署	0532-34-0118	0532-32-6699	118
	衣浦海上保安署	0569-22-4999	0569-25-5207	118
中部地方整備局	三河港湾事務所	0532-32-3251	0532-32-5049	
	衣浦港事務所	0569-21-2311	0569-21-2312	
愛知県警察	蒲郡警察署	0533-68-0110	0533-68-7900	110
	豊川警察署	0533-89-0110	0533-68-9164	110
	豊橋警察署	0532-54-0110	0532-54-9970	110
	田原警察署	0531-23-0110	0531-22-9737	110
	西尾警察署	0563-57-0110	0563-57-8474	110
	半田警察署	0569-21-0110	0569-24-0110	110
消防・救急	蒲郡消防本部	0533-68-5119	0533-68-5129	119
	豊川市消防署	0533-89-0119	0533-89-1414	119
	西尾消防署	0563-56-2127	0563-57-1717	119

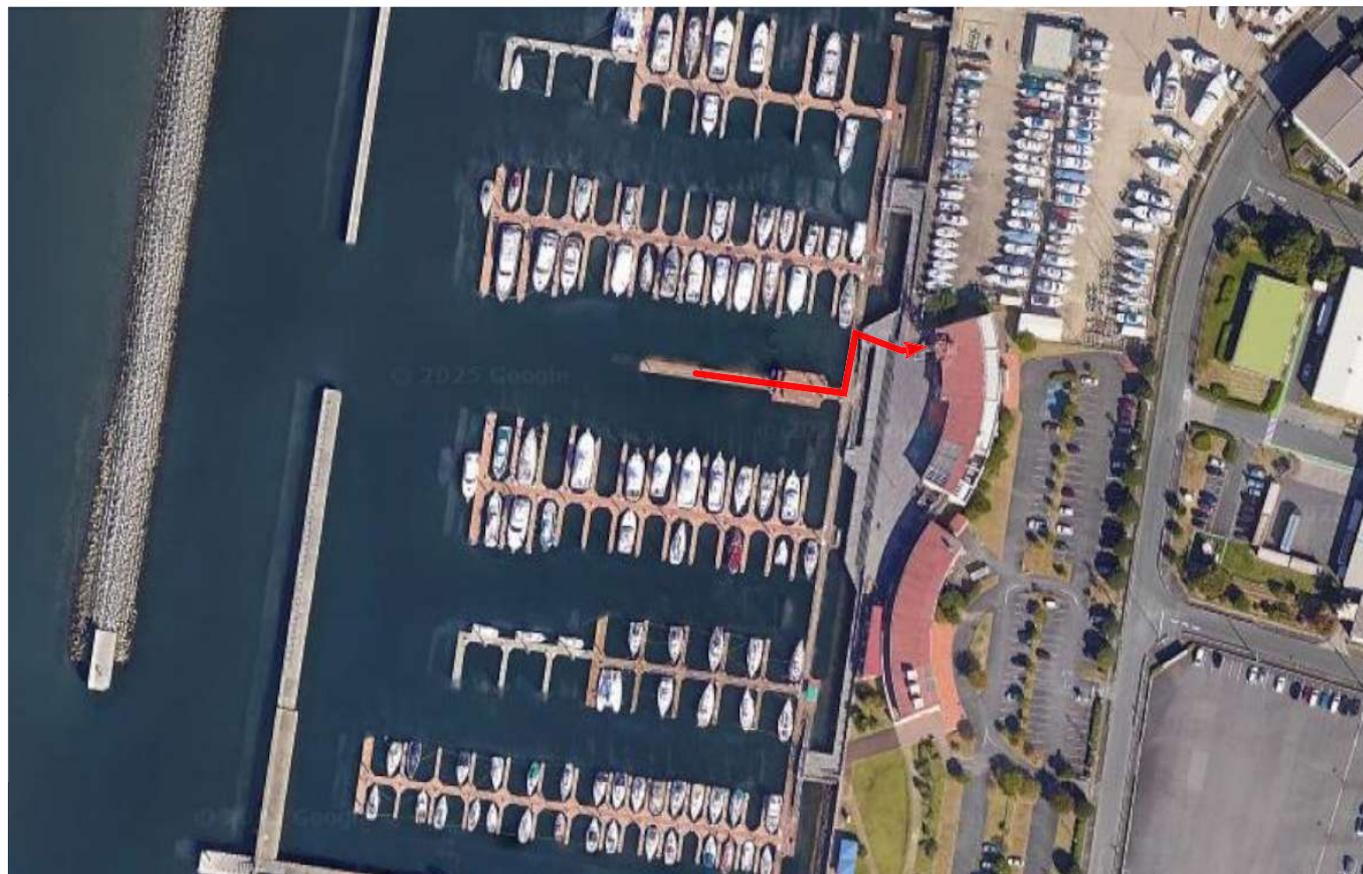
1次避難 避難場所：マリナーハウス 避難場所までの距離：約63m



2次避難 避難場所：イオン屋上駐車場 避難場所までの距離：約780m



三河みとマリーナ 避難場所：センターハウス2F 避難場所までの距離：約87m



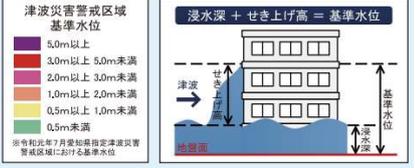
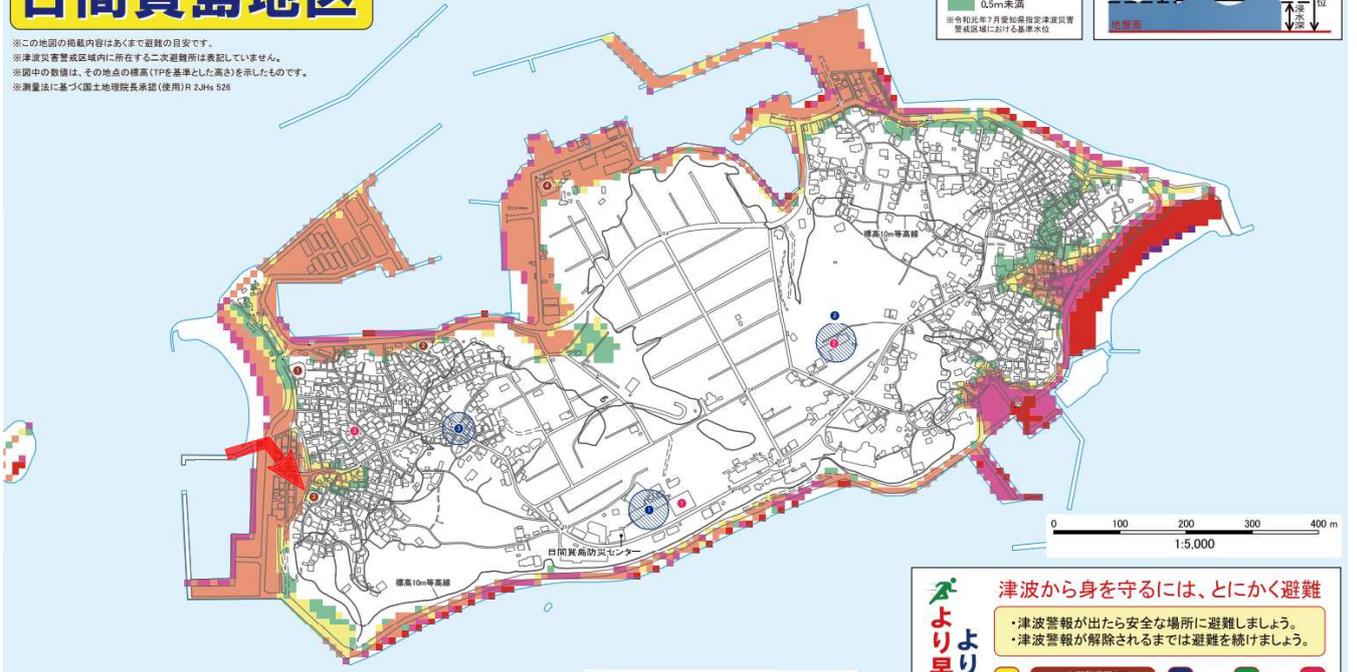
ラグナマリーナ 避難場所：センターハウス2F 避難場所までの距離：約328m



# 津波防災マップ

## 日間賀島地区

※この地図の掲載内容はあくまで避難の目安です。  
 ※津波災害警戒区域内に所在する二次避難所は表記していません。  
 ※図中の数値は、その地点の標高(1Pを基準とした高さ)を示したものです。  
 ※測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2JHs 526



一次避難場所				
まず津波から身をを守るため一時的に避難する場所です				
番号	名称	所在	電話番号	標高
1	旧日間賀中学校	日間賀字永家20-1		22.6m
2	日間賀保育所	日間賀字三ツ林7-7	69-2630	26.0m
3	中道と中道下高野を道路上	日間賀字中道上根		13.0m

二次避難所				
避難生活をするための長期的な避難所です				
番号	名称	所在	電話番号	標高
1	日間賀小学校	日間賀字永家11	69-2204	21.3m
2	日間賀保育所	日間賀字三ツ林7-7	69-2630	26.0m
3	日間賀長生館老人憩の家	日間賀字新井浜		9.3m

津波避難協定ビル				
内訳の高低に留意する自治体がない場合は一階高程度です				
番号	名称	所在	電話番号	標高
1	いすゞ館	日間賀字新井浜5	69-2040	2.0m
2	清快荘	日間賀字上海88-8	69-2050	2.0m
3	サズ屋 海遊亭	日間賀字浪太33	69-2026	2.0m
4	日間賀漁業協同組合	日間賀字浜側87	69-2201	1.6m

**津波から身を守るには、とにかく避難**

- 津波警報が出たら安全な場所に避難しましょう。
- 津波警報が解除されるまでは避難を続けましょう。

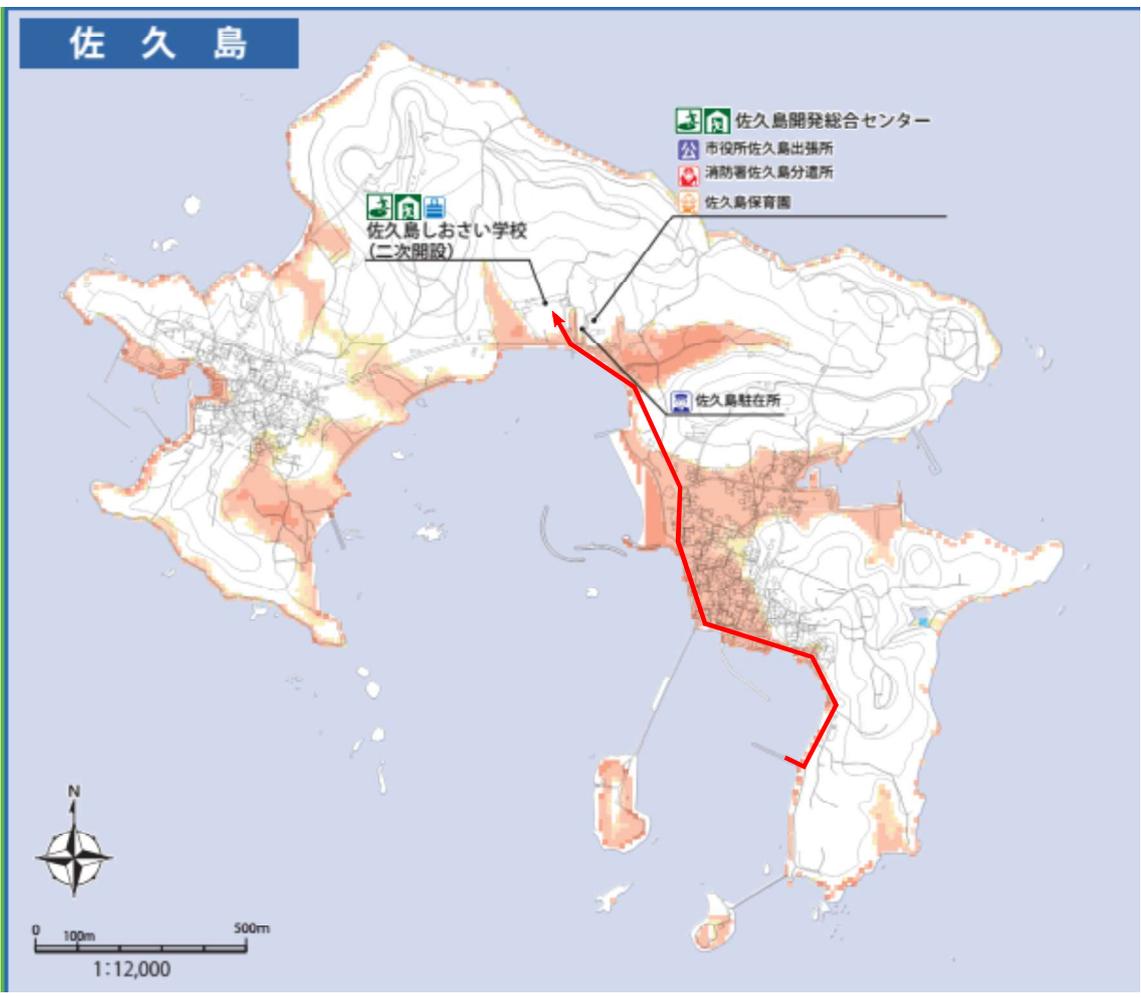
**より早く！** → **より高く！**

警報・強い揺れ → 一次避難場所 → 津波避難協定ビル → 警報の解除 → 二次避難所

なるべく早く高い場所へ逃げられるように避難経路を考えましょう。

発行/南知多町役場 TEL65-0711(代表) 発行年月/令和2年12月

## 佐久島



### 鳥羽浜辺屋航路

避難場所：ガーデンヒルズ利平治駐車場 避難場所までの距離：約367m



### 鳥羽国際ホテル航路

避難場所：国際ホテル駐車場 避難場所までの距離：約255m

